

令和5年6月5日

平塚市監査委員 市川喜久江
同 城田孝子
同 山原栄一
同 秋澤雅久

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
健康・こども部 こども家庭課
- 2 監査実施日
令和5年2月22日
- 3 監査結果の公表日
令和5年3月24日（平塚市監査委員公表第5号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、負担金や返還金に納期限の設定誤りがあった。平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 収入事務については、平塚市財務規則等を再度確認し、適正な事務の執行に努めます。

.....

- 1 監査実施対象課
都市整備部 みどり公園・水辺課
- 2 監査実施日
令和5年2月22日
- 3 監査結果の公表日
令和5年3月24日（平塚市監査委員公表第5号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、物品修繕や賃貸借の随意契約に適用条項の誤りがあった。平塚市契約規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p> <p>その他 (要望事項)</p> <p>(1) 土屋霊園の公園墓地管理における管理料の未納額について、受益者負担の公平性を確保する観点から更なる圧縮に努められたい。その際、支払手段の拡充など未納を増やさないための仕組みづくりとともに、未納となった管理料が時効により債権消滅しないための対策を強化されたい。</p> <p>さらに、長期間に渡り未納となっている墓地に対する中長期的な対応策について、他自治体や民間事業者の手法など幅広く研究して、多死社会の到来や墓じまいの増加といった社会情勢に適切に対応できるよう努められたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 物品修繕や賃貸借における随意契約（平塚市契約規則第39条ただし書1号）の特例条件について、課全体で再度確認を行いました。</p> <p>今後十分注意し、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>その他</p> <p>(1) 管理料未納者に対しては、6月に督促状、7月・10月・1月に催告状の送付をしています。督促・催告を行っても納付のない債権者については、「適正な債権管理のための運用基準」に沿って債権管理を行います。また、引き続き口座振替による支払いを推奨するなど未納を増やさないための対策を強化してまいります。</p> <p>墓地という施設の特性から、まずは上記の方法により債権者との接触を試み、長期間に渡る管理料の滞納解消に努めたいと考えております。しかしながら、近年の社会情勢に柔軟に対応した手法についても、他自治体や民間事業者の研究を通して、十分に検討してまいります。</p>

1 監査実施対象課

土木部 下水道経営課（一般会計分）、下水道整備課（一般会計分）

2 監査実施日

令和5年2月22日

3 監査結果の公表日

令和5年3月24日（平塚市監査委員公表第5号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、国庫支出金の調定手続きが未実施であった。</p> <p>契約事務において、受注者は、選任した業務責任者を業務履行までに発注者に通知するものと契約約款第5条第3項にあるが、通知を受けていなかった。平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 指摘事項を受け、平塚市財務規則及び契約約款の再確認を実施するとともに、マニュアル及び必要書類等を整備し、処理漏れがないよう、適正な事務の執行に努めます。</p>

以 上